

令和 8 年度 特別支援教育就学奨励費の申請について

泉大津市では市内の小・中学校に在籍し、心身に障がいのある小中学校の児童生徒の保護者で、所得が認定基準以下の方を対象に、児童生徒の就学に要する経費の負担を軽減するため、学用品費などの一部が援助されます。

<本市ホームページは 7 月 6 日(月)午後 1 時に公開されますので、詳細についてはそちらをご確認ください。>

I 特別支援教育就学奨励費の受給要件・申請時の必要書類について

以下に該当する児童生徒の保護者

特別支援学級に在籍または学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当

区分	学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度
視覚 障害者	両眼の視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は※1 著しく困難な程度のもの ※1 通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別な支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること。
聴覚 障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的 障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のも 2 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体 不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のも 2 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のもの
病弱者	1 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して※2医療又は※3生活規制を必要とする程度のも 2 身体虚弱的状態が継続して※3生活規制を必要とする程度のも ※2 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。 ※3 疾患により、運動や日常の諸活動(歩行、入浴、読書、学習等)及び食事の質や量が著しく制限されるものであること。

◎学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度の場合、

身体障害者手帳または療育手帳の提示が必要となります。(精神障害者保健福祉手帳を除きます。)

◎手帳をお持ちでない場合、学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度を示す医師の診断書[原本]が必要です。

2 申請受付期間・場所 (1)(2)いずれかの申請方法にて必要書類をご確認の上、申請ください。

(1) ウェブ上での受付 特別支援学級在籍の児童生徒の保護者のみ **7 月 13 日(月)午後 1 時～7 月 31 日(金)午後 11 時 59 分**

ホームページ内の「特別支援教育就学奨励費申請フォーム」にてご申請ください。また、申請書類で不備等がありましたら、ご来庁いただく場合があります。

(2) 窓口受付 指導課(市役所 3 階)にて **7 月 27 日(月)～7 月 31 日(金)(土・日、祝日を除く) 午前 9 時～午後 5 時**

申請書については、ホームページから印刷してご使用ください。申請書の印刷が難しい場合は、窓口にてお渡しいたします。

★学校教育法施行令第 22 条の 3 に規定する障がいの程度に該当する方の申請については、

窓口受付のみの対応とさせていただきます。事前に下記問い合わせ先へご連絡をお願いいたします。

※受付期間を過ぎても受け付けいたします(途中転入を含む。)が、認定は毎月 15 日までの申請については申請月から、16 日以降の申請については申請月の翌月からとなり、支給額は認定月からの月割額となります。

※生活保護受給者、就学援助金認定者は重複して受給することはできません。

※この制度については毎年度の申請が必要です。

3 問い合わせ先

〒595-8686 泉大津市東雲町9番12号 泉大津市教育委員会事務局 指導課 電話 0725-51-7150

本市ホームページ(7 月 6 日(月)午後 1 時より公開 ※公開までは、前年度のページが表示されています。)

<https://www.city.izumiotsu.lg.jp/kakuka/kyoikuinkai/shido/1495582256279.html>

